

神戸市、株式会社好日山荘及び神戸電鉄株式会社のアウトドアを通じた 神鉄沿線の地域活性化及び魅力発信に関する連携協定

神戸市（以下「甲」という。）、株式会社好日山荘（以下「乙」という。）及び神戸電鉄株式会社（以下「丙」という。）とは、相互に連携・協力し、アウトドアアクティビティの普及・啓蒙を通じて、神鉄沿線を中心とした地域活性化及び魅力発信に継続的に取り組み、関係人口の創出や移住・定住の促進に向けて、次のとおり、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲、乙及び丙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）アウトドアを軸に神鉄沿線の自然環境を活かした新たな都市活力・くらしの創造
- （2）自然環境保全や健康増進など持続可能な社会の構築におけた貢献
- （3）市内外の多様な企業やプレイヤーの参画促進及び連携による事業創出と情報発信

2 甲、乙及び丙は、前項に掲げる事項に関する取組みを効果的に実施するため、継続的な意見交換を行い、具体的な事業の実施や費用負担についても協力して実施するものとし、都度必要な協議及び契約の締結を行うものとする。

（機密の保持）

第2条 甲、乙及び丙は、本協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

本協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲、乙又は丙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができるものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも特段の申し出がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（実績報告）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づいた当年度の連携事業の報告書を神戸市企画調整局に提出するものとする。

(協定の解除)

第5条 甲、乙及び丙は、神戸市と民間事業者等との事業連携協定等に関する実施要綱を順守するものとし、これに違反した場合には、本協定を解除することができるものとする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が誠意をもって協議のうえ決定する。

また、甲、乙又は丙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ書面をもって変更するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年10月7日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長

乙 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
株式会社好日山荘
代表取締役社長

丙 神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号
神戸電鉄株式会社
代表取締役社長